

令和元年 網走市議会  
文教民生委員会 会議録  
令和元年9月6日(金曜日)

○日時 令和元年9月6日 午前10時00分開会

村 椿 敏 章

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第2号 平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算
3. 議案第3号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算
4. 議案第5号 網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について
5. 議案第6号 網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定について
6. 議案第7号 網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について
7. 議案第8号 網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について
8. 議案第16号 財産の取得に係る契約の一部変更について
9. 陳情第11号 看護師の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
10. 陳情第12号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情
11. 行政視察について

○欠席委員(0名)

○委員外議員(1名)

議 長 井 戸 達 也

○傍聴議員(4名)

川原田 英 世  
栗 田 政 男  
松 浦 敏 司  
山 田 庫 司 郎

○説明者

副 市 長 川 田 昌 弘  
市民環境部長 酒 井 博 明  
健康福祉部長 桶 屋 盛 樹  
健康福祉部次長 武 田 浩 一  
戸籍保険課長 江 口 優 一  
戸籍保険課参事 渡 邊 眞 知 子  
健康推進課長 永 森 浩 子  
社会福祉課長 岩 尾 弘 敏  
介護福祉課長 高 橋 善 彦  
子育て支援課長 清 杉 利 明

.....  
教 育 長 三 島 正 昭  
学校教育部長 林 幸 一  
社会教育部長 猪 股 淳 一  
学校教育部次長 大 西 篤  
学校教育課長 小 松 広 典  
社会教育課長 吉 村 学

○出席委員(7名)

委 員 長 永 本 浩 子  
副 委 員 長 近 藤 憲 治  
委 員 金 兵 智 則  
工 藤 英 治  
平 賀 貴 幸  
古 田 純 也

○事務局職員

事 務 局 長 大 島 昌 之  
次 長 細 川 英 司  
総務議事係主査 寺 尾 昌 樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 おはようございます。  
ただいまから文教民生委員会を開会いたします。  
本日の委員会ですが、付託されました議案8件、

陳情 2 件の合計10件を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部関係分の審査を行います。

その後、理事者入れかえし、教育委員会関係の議案を審査し、陳情の審査を行います。

そして理事者が退席いたしまして、最後に行政視察について協議いたします。

それでは最初に、議案第 1 号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち 1 項目め、障がい者福祉支援事業の説明を求めます。

**○岩尾弘敏社会福祉課長** 議案資料13ページをごらん願います。

障がい者福祉費、障がい者福祉支援事業の補正予算につきまして御説明します。

1 の補正の理由及び内容でございますが、障がい者自立支援給付支払等システムの改修に係る委託料 92万7,000円について、自立支援給付受給者台帳をつくる本システムは、10月 1 日からの消費税改定及び児童発達支援の通所サービスの無償化に伴う報酬改定によりシステム改修が必要なことから、これにかかる費用を追加するものです。

また、介護系システム保険者業務用端末更新に係る備品購入費10万3,000円について、この端末は今御説明した受給者台帳の情報を、支払事務を委託している北海道国保連に電送し、事業者からの請求内容と照合し審査を行うシステムの市側の端末ですが、ウィンドウズ7のサポート終了に伴う更新のため、当初予算においてパソコン 1 台分17万3,000円を計上しておりましたが、当初想定したよりも高いスペックのものを国保連より要請され、購入する必要が生じたため、この差額分を追加するものです。

2 の補正額ですが、委託料と備品購入費を合わせて103万円の追加で、財源は障がい者自立支援給付費支払い等システム改修に係る国庫補助金76万6,000円、残り26万4,000円は一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、ないようですのでお諮りいたします。

議案第 1 号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち障がい者福祉支援事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

**○永本浩子委員長** では次に移ります。

議案第 1 号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち 2 項目めの介護保険特別会計繰出金についてと、議案第 3 号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算の 1 項目めの一般管理費、保険業務費について関連がありますので、あわせて説明を求めます。

**○高橋善彦介護福祉課長** それでは議案資料の14ページをごらんください。

平成31年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算につきまして御説明をいたします。

1 の補正の理由及び内容であります。消費税率引き上げによる介護報酬改定等に伴い、介護保険システムを改修するため必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、必要な経費を追加補正するものでございます。

システム改修費用につきましては、122万円となります。

初めに一般会計になりますが、介護保険特別会計に繰り出す金額につきましては61万円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2 の補正額（1）一般会計の歳出予算に記載のとおりとなります。

次に介護保険特別会計になりますが、システム改修費用につきましては122万円となり、その財源につきましては国庫補助金61万円。一般会計の繰入金61万円となります。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2 の補正額（2）介護保険特別会計の歳出予算、歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

**○平賀貴幸委員** 基本的な事項だけちょっと確認させていただきたいと思っておりますけれども、第 1 種社会福祉事業、基本的に非課税なのだと思うのですけれども、介護報酬の増額に消費税分が上乗せされるといふ改修だというふうに理解してよろしいでしょうか。

**○高橋善彦介護福祉課長** 今回の消費税率の引き上げに伴いまして、在宅サービスの利用料、支給限度基準額ですとか、そういった部分に消費税が加算さ

れるというような取り扱いかと、はい。

○平賀貴幸委員 消費税が加算される部分のシステム改修、介護報酬にやっぱり出てくるところがあるということですね。

ほかにどんなところがあるのですか。

○高橋善彦介護福祉課長 今回、介護報酬と介護報酬改定等支給限度額基準と、食費、居住費、基準費用額の面、この3点が大きな部分となっております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち介護保険特別会計繰出金について、及び議案第3号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、一般管理費、保険業務費については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

○永本浩子委員長 では次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち3項目めと4項目めの防災改修事業等支援事業補助金と、地域密着型施設サービス等整備事業補助金について説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料の15ページをごらんください。

平成31年度一般会計補正予算、高齢者福祉施設整備事業関連につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。社会福祉法人等が実施する、高齢者福祉施設の整備及び高齢者福祉施設の大規模修繕に対し補助するため、次の経費を追加補正するものでございます。

金額は、国及び北海道から内示を受けた額の合計3,672万2,000円となります。

内容ですが、防災改修等支援事業補助金につきましては、認知症高齢者グループホーム及び認知症対応型通所介護事業所における屋上防水シートの老朽化により発生している雨漏り等を改善するための改修費用でございます。

交付基準となる1,014万2,000円を国の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、事業主体が実施するものでございます。

次に、地域密着型施設サービス等整備事業補助金につきましては、昨年7月の文教民生委員会で御説明を申し上げました、特別養護老人ホームの移転建てかえによる地域密着型居室20床分の整備にかかる費用でございます。

今年度は、交付基準額の3割となる2,658万円を北海道の介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用し、事業主体が実施するものでございます。

それぞれの歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては2の補正額の記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 今お聞きすると、二つの補助金を使うということで、場所は2カ所ということだと思っておりますけれども、対象となる施設はどこなのか伺います。

○高橋善彦介護福祉課長 防災改修等支援事業補助金につきましては、するーらいふ台町になります。

地域密着型施設サービス等整備事業補助金につきましては、特別養護老人ホームレインボーハイツになります。

○村椿敏章委員 レインボーハイツは、呼人のレインボーハイツですか。

○高橋善彦介護福祉課長 そのとおりです。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ございませんか。

○高橋善彦介護福祉課長 呼人の移転建てかえによるものでございますので、今現存している呼人のレインボーハイツが移転建てかえ分の20床分というところでございます。

○村椿敏章委員 移転建てかえということは、どちらに建てかえるのですか。

○高橋善彦介護福祉課長 南6条東3丁目の網走高校跡地というところで進んでおります。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 レインボーハイツの件なのですが、これは移転されるための補助金なのか、それとも移転と同時にその増設されるものなのか、性質をもう少し詳細を教えてくださいませんか。

す。

**○高橋善彦介護福祉課長** 今回、移転建てかえにより増改築ということになりますけれども、現にユニット型50床と、地域密着型の多床室20床ということで、この20床分についての今回補助事業というような形になります。

50床分につきましては、直接法人が北海道、国とやりとりをするような形となっております。

**○平賀貴幸委員** そこは理解させていただきました。

地鎮祭の案内も着いたりして、もうそろそろ動いていくのだなというふうに思っていたところですが、ところで参考までに伺います。

きのうその委員会の中で消費税に関するいろいろやりとりがあったのですが、こういった事業の場合どんなふうになるのですかね。その契約自体は前もってされているのですが、民間が実施主体になる場合の消費税の取り扱いはどういうふうになるのでしょうか。

後から最終的に納期のときに上がるものを払わなければいけないものなのか、どういうふうになるのですか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 契約時期というようなこととおっしゃっていました。

翌年度3月末までに契約をすれば8%で済むのですが、年度が新しくなってしまうと10%ということになるので、今回のレインボーハイツでいきますと10%というようなことになりかと思えます。

**○平賀貴幸委員** 例えば、そういうことであれば10%になるのだということなのですが、この補助金の中にはそういった消費税のものとも勘案されて額と算定されているものなのか、もしそうでなければその増額だとかそういう可能性もあるのでしょうか。

**○高橋善彦介護福祉課長** 今回の補助基準額につきましては、消費税10%分を加味したものでございます。

**○平賀貴幸委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち防災改修事業等支援事業補助金と地域密着型施設サービス等整備事業補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定

してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

**○永本浩子委員長** 次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち5項目めの高齢者福祉事業返還金について説明を求めます。

**○高橋善彦介護福祉課長** 続きまして、議案資料の17ページをごらんください。

平成31年度一般会計補正予算、高齢者福祉事業返還金関連につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。平成28年度に交付した介護ロボット導入支援事業補助金において補助金交付要綱等に基づく返還金が生じたため、次の経費を追加補正するものでございます。

また、平成30年度低所得者介護保険料軽減負担金の精算に伴い、国及び北海道への返還金が生じたため、次の経費を追加補正するものでございます。

金額につきましては、介護ロボット導入支援事業補助金に係る返還金が12万4,000円、低所得者介護保険料軽減負担金にかかる返還金が1万円の合計13万4,000円となります。

内容ですが、介護ロボット導入支援事業補助金に係る返還金につきましては、事業主体より消費税等に係る仕入れ控除税額報告書の提出があり、当該事業に要した経費を控除対象仕入れ税額に算入していることから、補助金交付要綱等に基づき返還していただくものでございます。

なお、事業主体からの返還金は、市を通じて全額国へ返還されるものでございます。

次に、低所得者介護保険料軽減負担金にかかる返還金につきましては、平成30年度の確定額が、国及び北海道からの概算交付額を下回ったため負担金を返還するものでございます。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大丈夫ですか。

それでは、質疑がないようですのでお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち高齢者福祉事業返還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち網走厚生病院脳神経外科運営支援に伴う債務負担行為の設定について説明を求めます。

○永森浩子健康推進課長 議案資料21ページ、資料1号をごらんください。

平成31年度一般会計補正予算、網走厚生病院脳神経外科運営支援に伴う債務負担行為の設定につきまして御説明いたします。

1の補正の理由であります、斜網地域における脳血管疾患に係る医療体制の整備に伴いまして、協定書の締結が必要となるため債務負担行為を設定するものであります。

2の債務負担行為の内容であります、事項は網走厚生病院脳神経外科運営支援、期間は今年度中に協定を締結するため令和元年度から令和11年度、内容は網走厚生病院脳神経外科の開設、運営に伴う費用のうち網走市が負担すべき額となります。

3の当該事業の概要であります、(1)の目的として地域における医療の充実を図るとともに住民の安心安全の確保と要望に応えるため、斜網地域における脳血管疾患に係る医療体制を整備するものであります。

(2)の内容として、斜網地域のセンター病院である網走厚生病院における脳血管疾患に係る診療科の開設、急性期医療体制及び病棟を確保するものであります。

(3)の協定として、1市4町と北海道厚生農業協同組合連合会及び医師派遣に協力をいただける医療機関で三者協定を締結するものであります。

(4)の財政支援として、1市4町は脳血管疾患に係る医療体制整備のため、次の財政支援を行うものとし、1点目として開設に最低限必要となる機器等整備に伴う費用負担、2点目として運営に伴う収支実績において損失が生じた際の補填となります。

なお、1市4町の負担割合については、従前の救急医療に関する負担金の算定方法や、脳血管疾患の

患者搬送実績などを踏まえ、協議決定するものであります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に移ります。

何か質疑ございませんか。

○古田純也委員 この運営支援期間が、10年間と定められたという理由が何かありましたら教えていただきたいと思っております。

○桶屋盛樹健康福祉部長 協定の期間が10年間といったことでございます。

1市4町といたしましても機器整備の負担等々ありますので、やはりその長期間の住民の安心安全という部分も含めまして、少なくとも機械の耐用年数等もありますけれども、そういったさまざまな理由を踏まえましてですね、厚生連と協議を進め10年間というような協定期間としたところでございます。

○古田純也委員 理解いたしました。

○村椿敏章委員 先日お聞きしたところでは、負担額ですね、約2億2千万円程度になるのではないかとということだったのですけれども、今回の負担金の算定方法によって、網走市の負担すべき額というのがおおよそ幾らくらいになるのか、試算されているものがあれば伺います。

○桶屋盛樹健康福祉部長 今回、厚生連から示された機器整備に伴う費用として2億2,000万円といったことがございますけれども、これは脳外科手術をするため最低限必要となる機器といったことで提示をいただいております。

これから1市4町の負担割につきましても、決定をしていきますけれども、現状においては2次救急医療の負担割合ですとか、厚生病院の整備費用の負担ですとか、あと1市4町の厚生病院への搬送実績、そういったものを含め想定しているのは、網走市の負担として約8割ぐらいの負担を見込んでいるところでございます。

○村椿敏章委員 わかりました。ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

○金兵智則委員 とりあえず、網走に脳神経外科というところが誕生するといえますか、また確保されるということで大変ありがたいという話だと思えます。

そこで中身について少しお伺いしたいと思うのですが、先ほどの協定10年間ということでお話がありました。

ただあの債務負担行為でいけば、11年間設定がされているというふうに思います。令和元年度から11年度までなので。それが多分、開設に伴う費用とそのあとの運営に伴う費用ということで、令和元年度については開設に伴う費用で、その後令和2年度から令和11年度までが10年間の協定にかかって運営についてということだと思うのですけれど、まずそれで間違いがなかったか、お伺いしたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 協定期間10年間の関係ですけれども、医師ですとか医療従事者の確保も含めて、開設時期が明確でないということもございましたので、ただ協定書の契約を進めるに当たって年度途中にはなりましたけれども、令和元年度から令和11年度というようなことで決めさせていただいております。

年度途中になるので、10年後どうなるかというようなところも含めてですね、その部分は1市4町で覚書を締結する予定でございますので、その中で細かいその年度途中になるけれども、その後の取り扱いはどうしましょうですとか、そういった部分は決めていきたいというふうに考えてございます。

**○金兵智則委員** わかりました。

どこがスタートになるかわからないということでありましたけれども、単純に考えれば来年度4月から開設ができるような状況に進めていくための、この9月での協定を結ぶ債務負担行為なのかなというふうに思いましたけれども、めどというのは全く今のところ見えていないという状況なのですか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 地域住民の安心・安全といったことが前提になりますので、早期の開設といったことを希望しますけれども、やはり病院側としても準備、従事者も含めて医師の確保等々ございますので、できるだけ早い開設を要望しますが、そこは少しまだ明確ではないといったこととございます。

**○金兵智則委員** はい、なるべく早く1日でも早くというところだというふうに思いますけれども、先ほど2億2,000万円という総額がありましたけれども、これは多分開設に伴う脳神経外科の新たな機械を購入するのに使う金額だというふうに思います。

例えばですけれども令和元年度、今年度中に開設がされれば、今年度の収支実績において損失が生じた際の補填についても、それにプラスされていくと

いうふうに思うのですけれども、脳神経外科の科ができるということでありがたいことではあるのですが、税金を使うお話ですので、際限なくどこまででもという話にはなかなか難しいのかなというところも感じますので、例えば大体10床というふうにお伺いしていたので、2年間でこれぐらいになるのではないかというのは何となくでも見えるとは思いますが、その辺というのはお話をされていますか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** まずは10床スタートといったことで、急性期の対応、脳血管疾患の急性期の手術の対応というようなことで、厚生連さんはまず最低限10床でスタートをしようというようなことで進めていただいて、その試算の中では4,800万円ぐらいの赤字が出てしまうのではないだろうかということとございました。

ただ今後ベット数をふやすとか、体制が充実していけば、またそこは採算性がとれてくるのかなというふうに考えているところでございます。

**○金兵智則委員** 年間約4,800万円、5,000万円弱ぐらいじゃないかなという試算だということで、ベット数をふやして採算がとれていけばいいですけれども、なかなか脳神経外科というのは採算がとれる難しい科目でもあるのかなというふうに思います。

その分の負担を求めてきたというところなのだというふうに思います。

それともう1点、医師の件だったのですけれども、医師派遣に協力いただける医療機関でということで、三者協定ということになるのですけれども、医師については派遣ですので、多分年間の派遣とかになると思うのですけれども、出張でという扱いではなくて派遣という扱いで医師の確保はしていただけるというようなことになっているのだと思いますけれども、そこについての確認と人数というのは何か聞いていらっしゃるかどうかお伺いしたいというふうに思います。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 医師につきましては、厚生病院が主体的に進めてございますので、今、進んでいるところなので詳細は申し上げられませんが、基本的には派遣という形で、常勤医と派遣医師で対応するというようなことで聞いております。

**○金兵智則委員** 今の話だとこの先2名は確保されるのかなと、常勤1名と派遣1名ということであれば、最低でも2名という形で手術ができる体制ということなのだと思います。

何とか脳神経外科の病棟が開設されるということで、わかりました。

あと先ほどの年間4,800万円の損失の部分に対しても、網走としてはやはり8割程度になるということで考えていてよろしいでしょうか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 運営に伴う費用負担でございますけれども、その部分はですね、脳血管疾患の搬送実績をベースに考えてございますので、網走市の負担は6割程度というようなことで考えております。

**○金兵智則委員** わかりました。

ぜひとも1日でも早く開設をしていただければというふうに思います。

**○永本浩子委員長** それでは次。

**○平賀貴幸委員** 1点だけ確認させてください。

10床からスタートということなのですが、その規模で、従来の脳外科病院さんが持っていた機能を十分担保できるものとしてのスタートになるのか、急性期についてになるのか、それとももう少しこの規模的には拡大をしないと、本来持っていた機能に実は追いつかない状態なのか、どういふに理解したらいいでしょうか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 厚生連の試算でいきますと、急性期対応はまず10床スタートで十分補完できるというような考えでございます。

**○平賀貴幸委員** 対応できるということですから、また採算性の問題だとかも含めての経営面の対応はこれからしていくということだというふうに思います。

この部分がまずはしっかりやれるのだということは、ぜひ市民の皆さんにもさまざまな形で伝えていく必要があるのだろうと思います。

まだスタートはしていませんので、今すぐ伝えるというわけにはなかなかいかないですけれども、どのような形でそれを考えていらっしゃるのか、今の時点で考え方があればお示しいただければと思います。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 今回脳神経、脳血管疾患に関する急性期対応が市内できなくなったということは、1市4町の住民にとって相当な不安であったというふうに考えてございます。

しっかりその辺を厚生連と連携を図りながら、周知に努めていきたいというふうに考えてございます。

**○永本浩子委員長** ほかに何か質疑ございますか。

**○近藤憲治副委員長** 幾つか確認をさせていただきたいと思うのですが、まず協定は1市4町及び厚生連と医師派遣に協力をいただける医療機関というものが挙がっておりますが、医師派遣に御協力いただく医療機関というのは、単一の医療法人なのか、それとまた別の組織体なのかというイメージなのででしょうか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 医師の確保につきましては、先ほども御説明しましたけれども、厚生連が主体的に進めておりますので、医療機関というような捉えで私どもは考えてございます。

**○近藤憲治副委員長** これはまだ現状進んでいる段階なので後々明らかになるというイメージで受け取ってもいいですか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 協定締結の際に明らかになるというふうに考えてございます。

**○近藤憲治副委員長** 次伺いますが、財政支援の面であります。

あのイニシャルの部分については理解をさせていただきましたが、やはり運営を始めてからのランニングで損失補填をするという発想になっておりますけれども、文言としては運営に伴う収支実績において損失が生じた場合の補填と書かれておりますが、収支実績における損失というのは、どういう定義で考えていらっしゃるのかをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

つまりその単純な、患者の受け入れでのプラスマイナスだけで見ると、それとも10年間の間の機器更新等も生じて、そこでまた負担ががばっとふえたときにそれも含めての損失というふうに計算するのか、どういう認識かお伺いをしたいと思います。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 基本的には、診療に伴う収入と支出の差異というようなことで考えてございます。

また協定の際にはですね、将来生じる機器の更新ですとかそういった部分についても、今後、厚生連と協議しなければならないというふうに考えてございますけれども、ここでいう運営に伴う損失の補填につきましては、あくまでその入院手術等に関する収支というようなことで考えてございます。

**○近藤憲治副委員長** 理解をさせていただきました。

あと最後にですね、現状を北見日赤病院さんに急性期の救急搬送を受け入れていただいて、そこでつなぎながら、この厚生病院脳神経外科が動き出した

場合には、そちらで急性期をとということなのですから、厚生病院の脳外科が動き出した後の北見日赤病院との連携の体制というのはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。

**○桶屋盛樹健康福祉部長** 急性期対応、基本的には厚生病院で行うこととなりますが、地方センター病院である北見日赤病院との関連は、いろいろな情報交換ですとか、その手術のノウハウも含めてですね連携は必要と考えてございますので、今回ジョインという画像の情報共有ができるようなシステムの導入も考えてございますので、そういった部分も含めて、今後も連携を図っていきたいというふうに考えてございます。

**○近藤憲治副委員長** 理解いたしました。

**○永本浩子委員長** ほかに何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち網走厚生病院脳神経外科運営支援に伴う債務負担行為の設定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

**○永本浩子委員長** では次に移ります。

議案第2号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について説明を求めます。

**○江口優一戸籍保険課長** 議案資料19ページをごらん願います。

議案第2号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

初めに、補正の理由及び内容でございますが、前年度繰越金及び国民健康保険事業納付金の確定に伴い、所要の補正を行うものでございます。

補正の内訳ですが、(3)の①にあります国民健康保険事業準備基金に平成30年度国民健康保険特別会計の歳入、歳出の差額として生じた剰余金8,358万円を繰越金として積み立ていたします。

次に、②にあります平成31年度国民健康保険事業納付金の確定に伴い、当初予算から医療給付分で436万5,000円の減額、同じく後期高齢者支援分で142万8,000円の減額、また、介護納付金では700万6,000円の増額となり財源は国民健康保険料となります。

納付金としては、当初予算から121万3,000円の増額補正となり総額で13億4,108万5,000円となります。

以上①、②をあわせまして、歳入、歳出とも8,479万3,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

**○村椿敏章委員** 今回の繰越金が8,358万円ということですが、金額が余った要因というのは何が考えられるか伺います。

**○江口優一戸籍保険課長** 今回、平成30年度で黒字部分ということで、8,400万円ほど黒字になったのですけれども、その要因としましては、収納率が現年度分で昨年度よりも0.42ポイント高かった95.46%と高かったことによるものと考えられます。

また、国の財政安定化支援事業交付金が当初予算を約3,000万円と見込んでいたのですけれども、それよりも1,500万円ほど多く交付されたことも理由の一つと考えております。

**○村椿敏章委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第2号平成31年度網走市国民健康保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

**○永本浩子委員長** 次に移ります。

議案第3号介護保険特別会計補正予算のうち、介護保険事業基金積立金と償還金について説明を求めます。

**○高橋善彦介護福祉課長** それでは議案資料の20ページをごらんください。

議案第3号平成31年度介護保険特別会計補正予算につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります。平成30年度介護保険特別会計の精算のため、必要な経費を追加補正するものでございます。

金額につきましては、介護保険事業基金積立金が



3,350万7,000円、国庫負担金、補助金、返還金が659万9,000円、道負担金、補助金、返還金が369万2,000円、支払基金交付金、返還金が563万7,000円の合計4,943万5,000円となります。

介護保険事業基金積立金は、介護保険特別会計の決算における歳入と歳出の差額で生じた剰余金を積み立てるものでございます。

また、国庫補助金等の返還金は、介護給付費及び地域支援事業費の決算額が補助金等の交付申請に伴う事業費の見込み額を下回ったため、概算交付を受けている補助金等を返還するものでございます。

歳出、歳入予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2の補正額に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑何かございますか。

**○村椿敏章委員** 今の説明でいくと返還金については、サービスの利用が想定されるよりも少なかったということだと思うのですけれども、自己負担分を負担できない困難な人達が、満度なサービスを受けられないという状況が多いということが、要はサービスの利用を少なくさせているのではないのかと思うのですけれども、その点についてどうお考えか伺います。

**○高橋善彦介護福祉課長** 給付費の増減は、それぞれ各サービス事業においてばらつきがございますけれども、必要なサービスが行き渡っていないという認識はしておりません。

**○村椿敏章委員** そうおっしゃるのはわかるのですけれども、要は利用をする側の方の負担を伴った介護保険ですから、その負担をするのは大変な方もたくさんいらっしゃるということを私は言いたかったものですから、ぜひその辺についても今後検討していただけたらなと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに何か質疑ございますか。

**○平賀貴幸委員** 返還金が生じた主な理由について、サービスの見込みより減少したということがあるといのが、今質疑で明らかになっていますけれども、どんなものがどの程度減少したのか内訳をある程度教えていただければと思います。

**○高橋善彦介護福祉課長** 主な要因としましては、計画の中で昨年11月に開設予定でございました介護医療院の開設が遅れているということが1番大

きな要因となっております。

また歳入に関しまして、昨年度保険者機能強化推進交付金というのが416万1,000円と、こういったところが歳入でふえているというような状況でございます。

**○平賀貴幸委員** そうすると、介護医療院の開設の遅れがなければ、それほど多くのここまでの額の返還金にならなかったらというふうに見込んでいくということでもよろしいでしょうか。

**○高橋善彦介護福祉課長** 介護医療院の開設に約5,000万円程度というような形の試算をしておりますので、この分が大きな要因となっております。

**○平賀貴幸委員** ちなみにそれが、その返還金の割合的にはどのぐらいの割合の影響を及ぼすことになるのですか。

**○高橋善彦介護福祉課長** 5,000万円の内の1,150万円程度、今回剰余金が3,350万6,000円でございます。

そのうちの多く補助金をもらっている部分との差額は最終的に1,752万9,000円が剰余というような形でございます。

**○平賀貴幸委員** そうすると返還金の約半分がその金額に該当すると、残りの半分はいろいろなサービスの見込みが思ったよりも少なかったという理解をさせていただきました。

わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第3号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、介護保険事業基金積立金及び償還金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

**○永本浩子委員長** 次に移ります。

議案第5号網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○岩尾弘敏社会福祉課長** 議案資料28ページ、資料3号をごらん願います。

網走市災害弔慰金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

趣旨でございますが、災害弔慰金の支給等に関す

る法律及び同法の施行令一部改正に伴い、当該条例の関係部分について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、1点目は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令では、災害により負傷または住居家財に被害を受けた方に対して、生活再建に必要な資金を貸し付ける災害援護資金について、市町村の条例に定めるところにより同資金を貸し付けができることを定めております。

今回の法律等の改正により、償還金の支払いが困難な場合の支払い猶予、償還免除の対象範囲拡大、市町村が支払い猶予や償還免除の可否の判断をするために、収入資産の報告を求めることができることなどの規定が新たに追加されたことから、網走市災害弔慰金の支給に関する条例の関係部分について、法律及び政令の規定とする改正を行うものです。

2点目は、同じく災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、市町村が自然災害で死亡した方の遺族に支給する、災害弔慰金及び自然災害により重度の障害を受けた方に支給する災害障害見舞金について、今回の法改正により支給に関する調査審議機関として条例に基づく審議会、その他の合議制の機関を設置するよう努めることとされたことから医師、弁護士、その他を委員とする支給申請委員会の設置に関する規定を追加するものです。

3点目は、条文の追加に伴う章及び条番号の繰り下げを行うものです。

条例の施行期日につきましては令和元年10月1日から施行しようとするものです。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではないようですので、お諮りいたします。

議案第5号網走市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

**○永本浩子委員長** 次に移ります。

議案第6号網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定につ

いて説明を求めます。

**○清杉利明子育て支援課長** 続きまして、議案資料29ページの資料4号をごらんください。

議案第6号網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして御説明いたします。

改正の趣旨でございますが、幼児教育・保育無償化の実施に向けた、子ども・子育て支援法及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴いまして、当該関係2条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、関係2条例ともに条文内におきます支給認定の文言を教育・保育給付認定に文言の変更するものでございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するものでございます。

新旧対照表につきましては、保育所条例が29ページ、利用者負担額等を定める条例が30ページに記載をしてございます。

次に、利用者負担額につきましてはの補足説明となりますが、今般の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、本年10月から3歳から5歳の認定子供及び3歳未満の住民税非課税世帯の認定子供におきます保育料等が無償化されますが、保育施設にかかわる給食副食費につきましては、年収360万円未満相当の世帯の免除対象者を除きまして、利用者に御負担をいただくことになったところでございます。

具体的な利用者負担額につきましては規則で定めることとなりますが、僻地保育所を含めました公立保育所の給食副食費に係る利用者負担額につきましては、公立保育所が月額で4,500円、日額では180円。また、僻地保育所におきましては、月額で3,200円、こちらも日額で180円となっております。

なお、私立の保育施設につきましては、各施設におきまして額を決定し保護者から徴収することになっております。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

何か質疑ございませんか。

**○村椿敏章委員** 今回の幼児教育・保育の無償化っていうことは、すばらしいことだと思いますが、それにあわせてその副食費については、無償化されないところだと思うのですけれども、秋田県の

横手市では、この副食費について無償化するということが市のほうから方針が出されたと聞いています。

網走も食も教育の一環でしょうし、それから義務教育は無償とするというところで、この副食費についても無償化すべきだと考えております。

また、さらに少子化対策ですね。それから、子供の貧困を解消するためにもぜひ無償化を考えていただけたらと思います。

そこでお聞きしますけれども、管内ではこの副食費無償となっている市町村も多いと思うのですが、ほかの管内の状況がどうなっているのか伺います。

また今回、網走市でもし無償化とした場合予算が幾らほどかかるのか伺います。

**○永本浩子委員長** ちょっと休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前11時02分再開

**○永本浩子委員長** それでは再開いたします。

では、村椿委員への答弁から。清杉子育て支援課長。

**○清杉利明子育て支援課長** 町村の部分は資料としては把握しておりませんが、道内におきます市の状況としまして、まだ検討中のところがほとんどではございますが、方向性としてという意味で把握しております部分ですが、一部分の無償化をするという部分も含めまして、何らかの無償化措置をとるところが2市ございました。

それから、何らかの軽減措置を設けるというところが8市ございます。

その他は徴収をする、または徴収の対象となる公立の保育所を設置していない市というのもございます。

**○村椿敏章委員** ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。

今まで保育料ということで、ひまわり保育園では網走市が徴収していたと思うのですが、今回の副食費だけを徴収する場合、集めるのは保育園で集めるような形になるのでしょうか。

そうなった場合…これもまた違いますか。

**○永本浩子委員長** 趣旨と、今回の審査の内容とはちょっと違いますので。

**○村椿敏章委員** わかりました。

失礼いたしました。

**○永本浩子委員長** そういった内容はまた、はい、お願いいたします。

ほかに何か質疑ございませんか。

**○平賀貴幸委員** 聞きづらくなっちゃったんですけども、その副食費が今回の条例改正の中に対象にならないんだという今説明が、正式に初めてあったんだと思っているのですけれども、その対象にできなかった理由だとか、そもそもどのぐらいの人数が360万円未満で想定されて、それ以上の人たちはどのぐらいいるのかとか、そういう基本的なことも補足説明したのだから、明らかにしておいたほうがいいのだと思うのですけれども、その辺今答弁できますか。

**○清杉利明子育て支援課長** 公立の保育所におきます部分ですが、公立の保育園が1園、それから僻地地保育園が5園、合わせまして免除となる対象予定者は43名というふうに試算をしております、徴収となる園児数が66名というふうに試算をしているところで、免除対象者の率としましては、約39%の方が免除になるというふうに試算をしているところでございます。

**○平賀貴幸委員** それで徴収をすることになった理由というのですか、逆になんていうのでしょうか、徴収無償化にできなかった理由というのは、360万円未満を徴収するしない自体を明らかにされたこと自体が今回初めてなので、どういう理由だったのか。

**○清杉利明子育て支援課長** 保育所におきます給食の副食費の部分につきましては、今までは保育料の中で積算をして、保育料の中でお支払い御負担をいただいていたということでございますが、今般の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、今現在幼稚園1号認定の部分につきましては、給食費については、副食費も含めまして実費徴収をしているというところによりまして、幼稚園と保育園で違いがあるという部分は、どうなのかということも国の協議の中で、今回の無償化にあわせて、給食費の部分については、実費徴収扱いとする取り扱いになったところでございます。

**○平賀貴幸委員** 貧困対策の一般質問もするので、続きはそのときにさせていただきます。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第6号網走市立保育所条例及び網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設等の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして

決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

---

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第7号網走市特定教育保育・施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定について説明を求めます。

○清杉利明子育て支援課長 続きまして、議案資料31ページの資料5号をごらんください。

議案第7号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定につきまして御説明いたします。

制定の趣旨でございますが、本年10月1日からの幼児教育・保育無償化の実施に向けた、子ども子育て支援法及び特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴いまして、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関しまして、必要な事項を定めるため、当該条例を廃止制定方式によりまして条例制定するものでございます。

次に内容でございますが、第1条につきましては趣旨の規定、第2条につきましては用語の定期に関する規定、第3条につきましては、運営に関する規定で国の基準に定める基準の例によるしております。

第4条につきましては、この条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることについての規定でございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日から施行するもので旧条例につきましては廃止するものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、お諮りいたします。

議案第7号網走市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第8号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○江口優一戸籍保険課長 議案資料32ページ資料6号をごらんください。

議案第8号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

改正の理由でございますが、平成31年4月17日に住民基本台帳法の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、総務省から印鑑登録証明事務処理要領の一部改正についての通知が発出されたことにより、本市においても同様の措置を講ずるため、網走市印鑑登録及び証明に関する条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容としましては、住民票個人番号カード等への旧氏の記載が可能となることから、当該条例においても旧氏を用いた印鑑登録を行うことができるよう改正するものです。

また、あわせて文言の整理がありましたので、それぞれ所要の改正を行っており、改正の詳細につきましては、33から44ページの網走市印鑑の登録及び証明に関する条例新旧対照表をごらん願います。

なおこの条例は、令和元年11月5日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に移ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ではないようですので、お諮りいたします。

議案第8号網走市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

ここで理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時20分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち教育委員会分について説

明を求めます。

○吉村学社会教育課長 議案資料18ページをごらんください。

平成31年度一般会計社会教育振興費補正予算、山田記念青少年育成財団出捐金についての御説明を申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、寄附者の意向を踏まえ、青少年の健全な育成を促進するため、寄附金を財源といたしまして、山田記念青少年育成財団への出捐金300万円を追加補正するものでございます。

補正額の内訳でございますが、歳出、歳入の内容につきましては記載のとおりでございます。

以上で社会教育課所管の補正予算についての説明を終わらせていただきます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○金兵智則委員 1点だけ確認をさせてください。

この寄附者の方が市に寄附をされて、市から山田記念青少年育成財団にお金を出しますよという補正だと思うのですが、何でこのような形なのですか。

○吉村学社会教育課長 経過でございますが、昭和59年度にこの財団は設立されたわけでございますけれども、財団が人間性豊かな青少年育成を目的とした趣旨で事業を行うというようなところでですね、その基盤になるということを期待して市のほうから出捐をしたということで、市の寄附というようなことになるかと思っております。

○金兵智則委員 そうなんだと思うのですが、これも、これ寄附者の方が直接そちらに寄附という形ではなくて、こういうふうにならなっていると思うのですが、これは何でなのですか。

○猪股淳一社会教育部長 形としてはそうなおりますけれども、寄附者の方からはこういう青少年の健全育成のために使ってほしいという御意向があって、うちのほうに寄附をいただいております。

いただいた寄附をどのように使うのかといったときに、この財団がそういう目的で設立されているということがありまして、私どものほうとしてはその財団のほうに寄附を出捐させていただいているという状況でございます。

○金兵智則委員 であれば、寄附者の方は山田記念青少年財団のほうに寄附をしてくださいじゃなくて、青少年の健全な育成にということだったので、

市のほうがこちらに寄附をしましたという形で理解をさせていただきたいと思っております。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大丈夫ですか。それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、教育委員会分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第16号財産の取得に係る契約の一部変更について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案及び議案資料53ページ、資料14号をあわせてごらん願います。

議案第16号財産の取得に係る契約の一部変更について御説明申し上げます。

契約変更の理由でございますが、平成28年4月の消費税法の一部改正に伴い、契約の一部を変更するものでございます。

契約変更の内容でございますけれども、令和元年6月27日に議決をいただいた財産の取得にかかわり、同日付けで契約を締結いたしました網走市立小中学校通学用中型スクールバス購入契約書につきまして、本年10月1日からの消費税率改正に伴い表に記載のとおり契約金額を42万4,000円増額するもので、網走市財産条例第二条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○平賀貴幸委員 ちょっと確認したいのですが、これも、契約時期が6月27日ということなので、その時点で8%だったのですよね。さっき教育委員会じゃなくて別の所管のときに、民間の消費税の扱いをちょっと聞いてみたのですが、同じく契約時期が適用されるから、今回は契約時期が消費税を上げた後になるから10%になりますという答弁だったのですよね。一般的には民間の取り扱いは、多分契約した時期によって消費税は8%のままなのか、10%なのかですけれども、これどうして行政だけがそうじゃないのか、いま一つ理解できないのですが、副市長わかりますか。

○川田昌弘副市長 消費税率が変わることによる経過措置はいろいろあるのですけれども、この物品とかその車両の購入なんかの場合については、基準日が4月1日なのです。4月1日以前に契約をして、そして納入が10月1日以降であってもそれは8%でいいですよ。それから、4月以降に契約した場合にあっては、10月1日以前に納車になれば、それは旧税率のままでいいですよ。

ただ、この場合は契約が新年度4月1日以降の契約で、納車が10月1日以降になるということでは10%になりますという、そういったモデルがあって、市の場合はほとんど4月1日以前に契約するというパターンが、まずはないということなものですから、大体こういうふうな取り扱いになるということです。

○平賀貴幸委員 そうすると、想定されるのは例えば債務負担行為のような扱いで、事前に3月中にやっているものについては、そういう適用があるかもしれないというところで、それをのっとると全てこういう取り扱いになるということですか。

○川田昌弘副市長 ほとんどが、こういう取り扱いになるというふうに考えています。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。それではお諮りいたします。

議案第16号財産の取得に係る契約の一部変更については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

それでは、ここで理事者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に陳情2件について審査を行います。

全ての案件の審査が終了した後に、採択すべきものと決定した案件につきましては、意見の文案について御意見をいただくこととなります。

初めに、陳情第11号看護師の全国を適応地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情について審査いたします。

この陳情について、委員の皆さんの御見解をお示ししたいと思います。

○村椿敏章委員 この陳情に書かれてあるとおり、

看護師の高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いているというのもわかりますし、低賃金過重労働の実態は依然として改善されていないということもわかります。そして、下のほうに書いてある本来公定価格である診療報酬で、看護師の労働に関する評価が公正にされるべきだということからも、全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情については採択すべきと考えます。

○永本浩子委員長 ほかに。

○平賀貴幸委員 請願の趣旨は、基本的に賛成なのですが、もし理事者のほうで把握していたら知りたいのですが、網走市の看護師の給料水準は大体どのぐらいなのでしょう。

○武田浩一健康福祉部次長 基本的にはそこまで把握しておりませんが、病院によって差があるというふうには認識しております。

○平賀貴幸委員 私の知る限りでは、実はそんなに看護婦さんの給料は高くないのですよね。イメージだと結構高い給料をいただいているイメージが、実はあるのですけれども、実際は20万そこそこぐらいの給料ぐらいしかいただいている人が結構多いという話を聞いて思っているのですが、水準としては確かに陳情の願意通りだと思うので、私もこれについては採択ということではいいのではないかなと思います。

○古田純也委員 やはり最低賃金、地域格差もありますので、なかなかこう定めるといつてすぐに決めるにもなかなか難しいのかなと私は思うので、ここは継続というふうに。

○永本浩子委員長 他の委員さんはいかがでしょう。

○近藤憲治副委員長 はい、こちらの陳情をいただきまして、看護師の業界団体さんのアンケート調査等もいろいろと見させていただいたのですが、賃上げを求められている方もいらっしゃる一方で労働環境そのものを改善してほしいというニーズもあって、今回出された陳情のような最低賃金を定めれば看護師の不足を解消できるというような、非常に短絡的な流れではないのだろうなというふうに私は受けとめていまして、私としては目的感として共感する部分もあるのですが、手法としては少し違うなというふうに思っておりますので、引き続き研究をさせていただきたいということで、継続させていただきたいと思っております。

○工藤英治委員 今、少子高齢化の流れの中で、結

局労働者不足というのは物凄い形で進んでいくその中で、この次の問題も同じですが、11号、12号の特定最低賃金の新設、この看護師と介護士とかだけ優先的にするというような問題ではないのではないか。

全産業界でも労働者不足、争奪戦、そこを考えると非常に難しいかなと。

ただし、余りにもその大手の内部留保や何か、さまざまな事情があって内部留保なのだろうけれども、賃金を上げてデフレ脱却というのは、至上命題だとは思うのですよね。

だから、これを突破口にしてという問題とちょっと違う、本質的な考え方ももう少し違った形で要求をできないのかなと思います。

もう少し詰めていく時間が必要だと思っておりません。

**○永本浩子委員長** 継続でということですか。

**○工藤英治委員** 反対というストレートな気持ちはないです。ないのですけれども、この2つだけをするべき問題でないのではないのか。他産業との兼ね合い、それからやはり最低賃金法だって東京都と網走市では違う。北海道と違うのと同じように、それぞれがどの辺が落としどころかなのかというのが、この2つの事業だけでない問題で、もっと攻め方はあるのではないかな。ちょっと考えさせてほしい。

**○永本浩子委員長** それでは、大方の意見も出たところで採択が2名おりましたけれども、ほかの委員さんとしてはもう少し研究をしたい、継続にという声もありましたので、陳情第11号に関しましては、閉会中継続審査することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定いたします。

---

**○永本浩子委員長** 続きまして、陳情第12号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情について審査いたします。

それではこの陳情に関しまして、皆さんの御見解をいただきたいと思っております。

**○平賀貴幸委員** こども先ほどと扱いはそうになってしまうのかなというふうに思いながらもですけれども、全産業より10万円低いというのは、周知の事実なので必要だなと思うのと、さっきはつきり申し上げればよかったのかなと思ったのですが、産業によって特定最低賃金は今もあります。

最低賃金が一般の最低賃金と違う産業があるの

で、その中にこの産業を入れてくれということだと思うので、私はそこは特に問題ないと思うものですから、それも含めて採択でいいのかなというふうに思っております。

**○永本浩子委員長** ほかにいかがでしょうか。

**○古田純也委員** 私も先ほどと同様の考えですね。

やはり、全国的なものを見ましてちょっと研究していきたいなという部分で継続を。

**○永本浩子委員長** ほかにいかがですか。

**○村橋敏章委員** 先ほど全国の最低賃金に格差があると、だからこれだけ特別扱いするものではないと聞くのですけれども、今全国的にはどこの地域でも同じ賃金で支払うというほうが、絶対にいいだろうということで、今運動も進んでいるところなので、それがずれているからこれだけってというのは、当たらないというのは違うと思うのですよね。

でも、今のこの介護従事者が人員確保も大変な中で、やはりそれを解消するためにも最低賃金の新設を求める陳情は採択すべきだと思います。

**○永本浩子委員長** ほかにいかがでしょうか。

**○近藤憲治副委員長** こちらの陳情につきまして、前段二行の部分で他の産業に比べて賃金が介護従事者の方たちは低い状況であるというのは認識として受けとめさせていただいております。

ただ一方で、介護施設、事業所サイドそれぞれの経営状況等もありますし、今の介護全体を取り巻くさまざまな事業のあり方を含めてですね、総合的に考えていかなければならない部分でございますので、先ほどと似ていますが、その目的感は承るのですけれども、手法としてはこうではないだろうという部分もございまして継続させていただきたいというふうに思います。

**○永本浩子委員長** ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは意見の一致を見なかったために、今回のこの陳情第12号介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設を求める陳情については、閉会中継続審査することによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者退席のため暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

**○永本浩子委員長** それでは、再開いたします。

最後に、行政視察についてでございます。

行政視察については、6月27日の文教民生委員会において、出発日を10月8日火曜日として、11日金曜日に網走に帰ってくる日程で決まりました。

また視察候補先については、各委員より候補地を挙げていただいた上で、委員長、副委員長一任ということで御了解いただいていたところでございます。

これに基づきまして、お手元の配付資料のとおり、行程案を作成しましたので、御一読の上、御確認と御意見をいただきたいと思っております。

今回、この視察先に決まった経過説明なのですが、前回皆さんから挙げていただいた候補地案ということで、平賀貴幸委員のほうからは、神奈川県川崎市立の小学校の思考力を育成するカリキュラムについてという提案がありまして、ここを当たらせていただいたのですが、この時期神奈川県では定例会開催中ということで断られてしまいました。

また、平賀貴幸委員からは、糖尿病の疾病管理モデルの実践とか、さわやか財団の地域包括ケアの先進事例、また近藤憲治副委員長からは脳血管疾患の予防に関して、福祉政策から見た高齢者の交通手段の確保について、またグローバル化に向けた教育の仕組みづくりについて等が挙げられましたけれども、この中で、糖尿病の管理モデル、脳血管疾患の予防という、こういった健康に関することも出ておりましたので、最初は神奈川県庁でラインを使った未病改善事業、これもいいのではないかとということで当たってみたのですが、こちらも定例会中につき受け入れ不可ということで断られてしまいました、それからいろいろ当たっていった結果としましては、一つ決定したのがこの岡山県でやっております通所付き添いサポート事業というこの事業が、全国知事会で最優秀賞をいただいた事業ということで載っております、まだ始まってそんなに経ってはいないのですが、これが全国初で福祉施設車両の遊休時間帯を活用した住民互助の付添活動の創出によって市町村を搬送支援ということで、通いの場等の通所に自力での参加が難しくなった高齢者が家に閉じこもることなく通所を利用できるよう、社会福祉法人の遊休時間帯の車両等を活用し、住民がそれぞれ助け合いながら付添活動を進めるということで、この岡山県備前市役所での三石というところがやっている、「三石いきいき付添サポート

隊」について一つは視察してみようということになりました。

ちょっと交通手段ということには、もしかしたら少しヒントもいただけるかな、それから元気な高齢者がこういった形でまた活躍することによって、健康寿命を伸ばしながら、元気な高齢者のままでいていただけるという、そういったところにも結びつくのかもしれないということで、一つここを決めさせていただきました。

11日、次に行くところが同じ神奈川県なのですが、この未病のテーマパークというものがあって、この健康寿命を延ばす神奈川県の試みということで、未病改善を周知するために県の西のほうの地域の2市8町を未病の戦略的エリアに神奈川県が指定をしまして、その上で未病改善に効果のあるスポットを「未病いやしの里の駅」に認定をしたり、県民などに利用のPRをしているという神奈川県の取り組みの中で、戦略的エリアに含まれる大井町に未病とは何かを学び、未病改善を体験できる中心拠点未病バレー「ビオトピア」を昨年4月にオープンしたということで、これは民間とも連携をして協定を結んでこういったものが建てられておまして、かなりいろいろな角度で自分たちも実際にいろいろと自分のからだのことが学べるということで、受け入れもオーケーが出ましたのでぜひ一度行ってみて、網走も予防ということにとっても力を入れているのですが、もう一歩進んで未病ということにも視点を移していくということも大事なことはないかということで、ここに決めさせていただきました。

最後は、茨城県つくば市の筑波大学サイバニクス研究センターで重介護ゼロ社会の確立に向けた動きの現状と方向性ということで、これは私が前に全国都市問題会議が岡山県であり参加させていただいたときに、岡山県出身の山海嘉之教授が、先進的に行っているものなのですが、「介護ロボットHAL」というものを開発しまして、これを装着することによって本当に今まで長年手とか足を動かさなかった方が、要するにこの「介護ロボットHAL」をつけることによって、自分が手を動かしたい、足を動かしたいと脳で考える事に反応して「介護ロボットHAL」がそこに電波を返すことによって、その機能が回復してくるということで、この「介護ロボットHAL」を取り外した後も歩けるようになったということが実証されていまして、介護者の側



の重介護をゼロにするとともに、動けない、動かさないということで悩んでいる患者さんに対しても非常に効果があるということで、グローバルな取り組みをしているのが、筑波大学サイバニクス研究センターということで、日本よりも海外のほうでの評価もすごく高いところなのですね。海外からもかなり視察がきているところなのですから、今回何とこの山海教授が直に私たちの視察に出席していただけるということで、私たちもしっかり勉強をしていかなければいけないかなというように思っているのですけれども、なかなかこの最先端のところに触れる機会というのもないかと思っております、今回こういったところを選ばせていただきました。

皆さんいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○村椿敏章委員 山海教授と言われましたけど、どんな字を書くのでしょうか。

○永本浩子委員長 山の海と書いて山海、嘉之は嘉多山の嘉に平仮名の「え」のような之ですね。

この山海嘉之さんをインターネットで調べていただいても、たくさんいろいろな情報が出てくるかと思えます。

日本のいろいろな規制もありまして、研究がなかなかその規制に阻まれたときにはもう即自分で事業を立ち上げて、そこのCEOになって、海外でそういったこともやってきたりとか、本当に先進的な取り組みをしていらっしゃる方ですので、そしていろいろな賞をいただいています。

そういったところも調べていただくとたくさん出てくるかと思えますので。

あとはいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。それでは、この3点ということで行政視察行程表のとおりでよろしいということでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

それで決定させていただきます。

具体的な行程につきましては、出発と到着はこれで決まりなのですけれども、この中身に関しては多少時間的なところとか、変わる点もあるかもしれませんけれども、出発日の1週間前までに事務局を通じまして皆様に送付させていただきますので御了承ください。

そして視察後の取りまとめについてですけれど

も、例年視察結果については取りまとめをしておりますけれども、今回もこの視察終了後に各委員さんの御意見及び感想ということでレポートを提出していただきたいと思っておりますけれども、この点に関してはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では時期ですけれども、終わってから2週間後か、もしくは10月いっぱいぐらいかと思っておりますけれども、この点に関してはいかがですか。

2週間後でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

10月25日までということで、それぞれレポートを提出していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

全体を通じて各委員より何かございませんか。

それでは、なければこれで文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時50分閉会